令和８年度和光市障害者優先調達推進方針

令和８年７月１日策定

１　目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達法」という。）第９条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての行政組織が発注する物品等の調達とする。

３　対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア　就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ　就労継続支援事業所（B 型（精神障害者））

ウ　就労移行支援事業所

エ　生活介護事業所

オ　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

(2)　障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3)　障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が５人以上

②障害者の割合が従業員の２０パーセント以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０パーセント以上

(4)　障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

４　調達する品目等の種類

障害者就労施設が提供可能な物品及び役務等について、調達に努める。

５　調達の目標

令和８年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額　　４，７４５，０００円

６　調達の方針及び調達実績の公表

(1)　調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、公表する。

(2)　調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

※　令和７年度調達実績額　３，９７３，４９４円